



2026年5月15日

各位

会社名 日機装株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 加藤 孝一
(コード番号 6376 東証プライム)
問合せ先 取締役執行役員 コーポレート部門長 村上 雅治
(TEL. 03- 3443 - 3717)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日付で公表した「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年6月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式190,974株
(3) 処 分 価 額	1株につき金2,682円
(4) 処 分 総 額	512,192,268円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の従業員及び当社国内子会社の取締役及び従業員（以下、「対象従業員等」といいます。）への給付を行うために行われるものであり、当社及び当社国内子会社に対する役務提供の対価として対象従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年2月13日付で本制度の導入を公表いたしました。

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものであります。

処分数量については、当社及び当社国内子会社が定める株式給付規程に基づき信託期間中に対象従業員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年12月末日で終了する事業年度から2028年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数69,175,664株に対し0.28%（2026年3月31日現在の総議決権個数651,798個に対する割合0.29%（いずれも小数点第3

位を四捨五入)) となりますところ、2026 年 2 月 13 日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 対象従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2026 年 6 月 1 日
- (9) 金銭を信託する日 : 2026 年 6 月 1 日
- (10) 信託の期間 : 2026 年 6 月 1 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,682 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以 上